

八尾市立人権コミュニティセンター

講座にあたっての注意事項

八尾市立人権コミュニティセンター

八尾市立人権コミュニティセンター（以下「人権コミセン」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを定め、基本的な感染予防対策を徹底し、来館者、使用者、地域住民及び職員等の安全確保に努めています。

人権コミセンの講座にあたって、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避け、主な感染経路である接触感染や飛沫感染のリスクに対して十分な予防対策をとっていただきますようお願いいたします。

下記の事項について、講師及び講座生全員で共有し、遵守いただきますようお願いいたします。

記

（１）講座開始前

- ①講師及び講座生は検温を行い、健康状態に問題がないことを確認する。
- ②講師は、使用者全員の検温を実施する等の確認を行い、次に該当する者がいないことを確認する。
 - ・ 37.5 度以上の発熱（または平熱比 1 度超過）がある者
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、軽度であっても咳や喉の痛み等の症状がある者
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者
- ③事務局は、使用者全員の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、貸室使用后、1 か月間は適正に管理する。また、名簿は必要に応じて、保健所等へ提供されうることを事前に使用者全員に周知する。

（２）人権コミセン使用時

（消毒作業の実施）

- ①手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ②使用前・使用後において、部屋のドアノブや窓の開閉部、電気のスイッチ等、複数の講座生の手が触れる箇所の消毒を実施する。
- ③使用前・使用後において、会議机や椅子の背もたれ、備品等の消毒を実施する。
- ④通常のごみのほか、消毒に使用したごみも必ず「ごみを出した者」が持ち帰る。

（使用中の注意事項）

- ①30 分に 1 回程度を目安として、開窓・開扉等による換気を徹底する。機械換気がある部屋を使用する場合は、職員等の指示に従い、機械換気を使用する。
- ②咳エチケットを心掛け、マスク等を着用する。

- ③直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ④パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ⑤人との接触を避け、対人距離をできる限り2 m（最低1 m）以上確保する。
- ⑥着席時は真向かいに座らず、互い違いに座るようにする。
- ⑦互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声、多数の者が集まり、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる運動を避ける。
- ⑧感染が疑われる者が発生した場合は、速やかに事務局に報告を行い、指示に従う。また、事務局は、保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示に従う。症状が重篤な場合は、保健所と相談の上、医療機関へ搬送する。

（3）その他留意事項

- ①高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を行ってください。
- ②部屋の使用時、職員等による巡回を実施する場合があります。巡回の職員を受け入れるとともに、巡回職員による指示がある場合は、これに従ってください。
- ③職員等の指示に従わない場合や施設の運営上支障があると判断された場合は、職員等が講座の中止を要請することがあります。この場合は、ただちに中止してください。
- ④八尾市が貸館を中止する期間における講座については、緊急で中止となることがあります。
- ⑤緊急で中止なった場合、中止となった講座につきましては、振替または、返金で対応します。
- ⑥必要に応じて、大阪府が運用する「大阪コロナ追跡システム」を活用してください。

以 上